

新潟市原種苗配布要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市農業活性化研究センター（以下「センター」という。）が保有する原種苗の配布に必要な事項を定めるものとする。

(配布条件)

第2条 原種苗の配布を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 新潟市内に住所を有する農業者
- (2) 新潟市内に事業所を有する農業協同組合
- (3) 新潟市内に住所を有する公的機関
- (4) その他、新潟市長（以下「市長」という。）が必要と認める団体

2 前項のいずれかに該当し、次のすべての要件に該当すること。

- (1) 使用上の注意事項に従って、使用されない恐れがないこと。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのないこと。
- (3) 次のいずれかに該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営若しくは運営に実質的に関与している者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(配布価格)

第3条 配布する原種苗の価格は、無償とする。

(配布形態、数量及び回数)

第4条 配布する原種苗の配布形態は、別表に掲げるとおりとする。

2 配布する数量は、配布を受けようとする者（以下「申請者」という。）がセンターと協議の上、決定するものとする。

3 配布する回数は、申請者あたり1品種（系統）につき1回とする。ただし、特に必要と認められる場合はこの限りでない。

(配布の申請)

第5条 申請者は、市長が定める日までに、原種苗配布申請書（別記様式第1号）及び同意書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書に必要と認める書類を添付させることができる。

(配布の制限)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、原種苗の配布を拒むことができるものとする。

- (1) 申請者の使用目的を不相当と認めたとき。
- (2) 在庫数量が不足しているとき。
- (3) 申請者がこの要綱に違反したことがあるとき。
- (4) 各種の法令、条約、制度等に照らし、配布を不相当と認めたとき。
- (5) その他新潟市の農業に重大な悪影響を及ぼす恐れがある等により、配布を不相当と認めるとき。

(配布の決定)

第7条 市長は、原種苗配布申請書を受理したときは、その内容を審査し、配布の可否を決定し、原種苗配布通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定にあたっては、条件を付すことができる。

(配布の取り消し)

第8条 市長は、原種苗の配布を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに使用を中止させ、既に配布した原種苗を返還させることができ、以後の配布を行わない。

- (1) 原種苗を栽培若しくは増殖の用に供せず、又はそれ以外の目的に供したとき。
- (2) この要綱、又は配布の決定の条件に違反したとき。

2 配布の取り消しを行った場合、使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

(実績報告)

第9条 使用者は、市長が定める日までに栽培実績書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、使用者に対し、栽培及び原種苗の安定生産について必要な指導を行うことができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、原種苗の配布に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

原 種 苗 配 布 申 請 書

年 月 日

新 潟 市 長 様

住所

氏名（名称及び代表者名）

印

下記のとおり原種苗の配布を受けたいので、新潟市原種苗配布要綱第5条第1項の規定により申請します。

記

品 種 名 等	栽培ほ設置計画面積

栽培主体者名

栽培ほ設置住所

同 意 書

年 月 日付けで配布の申請をした原種苗の使用にあたり、下記の事項に同意します。

- (1) 栽培若しくは増殖目的にのみ使用すること。また、できる限り種苗の維持・保存に努めること。
- (2) 育成者権、特許権等の知的財産権その他の権利が付帯されている場合、それらの権利が使用者に譲渡されるものではないことを承諾すること。
- (3) 受領した原種苗を第三者に譲渡・転売・貸与しないこと。ここでの「譲渡・転売・貸与」とは、(2)の権利の移動、移転ないし引渡しを含む。
- (4) 受領した原種苗は国内でのみ栽培するものとし、新潟市からあらかじめ承認を受けた場合を除き、海外に持ち出さないこと。
- (5) 第三者の育成者権、特許権等の知的財産権その他の権利を侵害した場合、使用者又はその所属機関が一切の責任を負うこと。また、違反行為により、新潟市を含む他者に損害をもたらしたときは、使用者又はその所属機関がこれを賠償すること。
- (6) 受領した原種苗に起因する事故・損失等に関しては、異議を申し立てないこと。
- (7) 本件、原種苗は、欠点及び不具合を有している可能性があること。また、特定の使用目的に合致しているとは限らないことを認識し、その利用により、使用者若しくはその所属機関に損失が生じた場合、新潟市等の故意又は重大な過失によるものではない限り、新潟市等には一切の責任を問わず、使用者又はその所属機関の責任で処理すること。
- (8) 使用により新たな育成者権、特許権などの知的財産権その他の権利を得ようとする場合は、事前に市長に通知すること。係る権利の持分については、新潟市及び配布申込者等による協議・合意の上、決定すること。
- (9) 関連する法令、条約、制度等によって認められる範囲内で取り扱うこと。
- (10) 本同意書に違反した場合は、直ちに使用を止め、市長の指示により返却又は処分すること。
- (11) 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について、疑義が生じた場合は、新潟市農業活性化研究センターと協議し、円満に解決を図ること。

新潟市長 様

年 月 日

申込者氏名

Ⓜ

原 種 苗 配 布 通 知 書

年 月 日

様

新 潟 市 長

下記のとおり原種苗の配布を決定しましたので、新潟市原種苗配布要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

品種名等	配布形態	配布数量
	種子・株・その他（ ）	
	種子・株・その他（ ）	
	種子・株・その他（ ）	

新潟市農業活性化研究センター
電話 025-362-0151
FAX 025-362-0153

原 種 苗 栽 培 実 績 書

年 月 日

新 潟 市 長 様

住所

氏名（名称及び代表者名）

印

下記のとおり原種苗を使用しましたので、新潟市原種苗配布要綱第9条第1項の規定により提出します。

品種名等	栽培ほ設置面積	栽培数量	配布残量

別表（第4条関係）

在来野菜

品 目	学 名	品 種（系統）	配布形態
ナス	<i>Solanum melongena</i>	鷲ノ木鉛筆	種子
		島見	
		一日市	